

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	1-2-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(581,174 (千円)) 734,694 (千円)	全体事業費	(581,174 (千円)) 734,694 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。</p> <p><事業の位置づけ></p> <p>【浪江町復興計画 (第一次)】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの)</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度～令和 5 年度></p> <p>家賃の低廉化に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 17,526 千円 (対象戸数: 19 戸/総戸数: 22 戸)</p> <p>平成 30 年度 92,751 千円 (対象戸数: 74 戸/総戸数: 85 戸)</p> <p>令和元年度分 98,861 千円 (対象戸数: 79 戸/総戸数: 85 戸)</p> <p>令和 2 年度分 108,379 千円 (対象戸数: 95 戸/総戸数: 111 戸)</p> <p>令和 3 年度分 127,837 千円 (対象戸数: 99 戸/総戸数: 111 戸)</p> <p>令和 4 年度分 135,820 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)</p> <p>令和 5 年度分 153,520 千円 (対象戸数: 103 戸/総戸数: 111 戸)</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。

関連する事業の概要

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備
--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7 8	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	1 - 3 - 1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(78,018 (千円)) 91,381 (千円)	全体事業費	(78,018 (千円)) 91,381 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸、請戸地区において 26 戸、計 111 戸の災害公営住宅を整備し、幾世橋地区第 1 期分平成 29 年 7 月入居、幾世橋地区第 2 期分平成 30 年 3 月入居、請戸地区令和 2 年 10 月から入居開始しており、入居した町民の家賃の低減を行う。</p> <p><事業の位置づけ></p> <p>【浪江町復興計画 (第一次)】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの)</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度～令和 5 年度></p> <p>家賃の低減に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 2,353 千円 (対象戸数: 14 戸/総戸数 22 戸)</p> <p>平成 30 年度 12,385 千円 (対象戸数: 59 戸/総戸数 85 戸)</p> <p>令和元年度分 14,120 千円 (対象戸数: 67 戸/総戸数 85 戸)</p> <p>令和 2 年度分 15,712 千円 (対象戸数: 82 戸/総戸数 111 戸)</p> <p>令和 3 年度分 17,130 千円 (対象戸数: 83 戸/総戸数 111 戸)</p> <p>令和 4 年度分 16,318 千円 (対象戸数: 87 戸/総戸数 111 戸)</p> <p>令和 5 年度分 13,363 千円 (対象戸数: 84 戸/総戸数 111 戸)</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。

関連する事業の概要

幾世橋地区において第1期分22戸、第2期分63戸、請戸地区において26戸、計111戸の災害公営住宅を整備

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	事業番号	1-6-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(149,445 (千円)) 185,445 (千円)	全体事業費	(152,095 (千円)) 188,095 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>幾世橋地区において 80 戸、津島地区において 10 戸の福島再生賃貸住宅を整備し、幾世橋地区平成 29 年 9 月、津島地区令和 5 年 4 月から入居開始しており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。</p> <p><事業の位置づけ></p> <p>【浪江町復興計画 (第一次)】</p> <p>6. ふるさとを再生していくための取組み</p> <p>3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備</p> <p>(2) 生活環境の整備、市街地の再生</p> <p>○町内復興公営住宅の早期設置</p> <p>・自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます</p> <p>【浪江町復興まちづくり計画】</p> <p>Ⅲ 復興まちづくり方針</p> <p>1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの)</p> <p>(5) 住宅の確保</p> <p>③復興公営住宅の整備による住宅の確保</p> <p>・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します</p> <p>※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 30 年 1 月 18 日</p> <p>浪江町の福島再生賃貸住宅において、入居者の居住の安定確保を図るため、家賃低廉化に係る費用を申請したが、供給計画と異なる金額を申請したため、改めて供給計画に伴う金額を申請。(1)-10-3 浪江町復興地域づくり総合事業から 3,092 千円 (国費 2,319 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 5,178 千円 (国費 4,530 千円) から 7,828 千円 (国費 6,849 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度～令和 5 年度></p> <p>家賃の低廉化に要する費用の補助</p> <p>平成 29 年度 5,178 千円 (対象戸数: 36 戸/総戸数 80 戸) 7,828 千円 (事業間流用後)</p> <p>平成 30 年度 29,040 千円 (対象戸数: 66 戸/総戸数 80 戸)</p>					

令和元年度	27,405千円（対象戸数：65戸/総戸数80戸）
令和2年度分	26,568千円（対象戸数：64戸/総戸数80戸）
令和3年度分	26,214千円（対象戸数：64戸/総戸数80戸）
令和4年度分	35,040千円（対象戸数：73戸/総戸数80戸）
令和5年度分	36,000千円（対象戸数：75戸/総戸数90戸）
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>当該事業に係る幾世橋地区は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる中心市街地域である。津島地区は帰還困難区域のうち特定復興再生拠点の避難指示が解除された地域となり、福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生、移住等が促進されるものである。</p>	
関連する事業の概要	
<p>幾世橋地区において80戸、津島地区において10戸の福島再生賃貸住宅を整備</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 0 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	113	事業名	浪江町再生賃貸住宅整備事業(権現堂地区)	事業番号	(1)-5-4
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(50,504 千円) 78,612 (千円)	全体事業費	(53,016 千円) 81,124 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 2 9 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 3 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で、帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。</p> <p>なお、当該事業については、平成 2 9 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び現在策定を進めている復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(令和 5 年 2 月 16 日)</p> <p>当該事業において住宅建築基本設計を進める中で、敷地面積、建物の規模構造、隣接間隔、必須な施設等を総合的に検討したことに伴い、工期延長、延床面積が増加したことから事業費が増額となった。これにより、事業に不足が生じ、(1)-5-3 浪江町再生賃貸住宅整備事業(津島地区)より 2,512 千円(国費: 2,198 千円)を当該事業に流用。</p> <p>このことから交付対象事業費は 33,146 千円(29,002 千円)から、事業費 35,658 千円(国費: 31,200 千円)に増額となった。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 2 9 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」で帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。</p> <p><令和 4 年度> 基本設計業務 35,658 千円(第 38 回申請済み)</p> <p><令和 5 年度> 地質調査・解析等業務 17,358 千円(第 42 回申請済み) 建築実施設計業務 28,108 千円※前金払 3 割分(今回申請)</p> <p><令和 6 年度~> 建築実施設計業務・建築工事・工事監理業務</p>					

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 9 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	127	事業名	復興海浜緑地（多目的広場）整備事業（基金型）	事業番号	◆ 1 - 1 3 - 2 - 2
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	1,321,724（千円）		全体事業費	1,321,724（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本事業は、防災集団移転事業により取得した土地を有効活用し、沿岸部の防災機能の構築や震災の記憶を継承するという役割を持たせながら、「いつでも集えるふるさと」の具体化を目標とする。</p> <p>【浪江町復興計画（第三次）】</p> <p>I 夢と希望のある産業と仕事づくり</p> <p>施策 2 新たな産業と雇用の創出</p> <p>町のにぎわいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。</p> <p>II 未来を担う人づくり</p> <p>施策 2 生涯学習環境の充実</p> <p>生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいがづくりを推進します。</p> <p>III 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p> <p>施策 3 防災・安全の強化</p> <p>震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。</p> <p>V 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策 1 被災者生活支援・絆の維持</p> <p>町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます。</p> <p>施策 3 地域コミュニティ活動の推進</p> <p>地域のコミュニティ活動を支援します。</p>					
事業概要					
<p>福島県相双地域における地域防災拠点の機能を復興祈念公園と相互に連携して確保するため、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港の近傍に、緊急物資供給基地として復興海浜緑地を整備するものである。なお、平時は、交流人口の拡大や町民の帰還を促進するため、地域コミュニティ活動や避難先の町民や県内外の人々との交流活動、町民の健康づくりなどにより、賑わいあふれる交流のための多目的広場として活用する。</p> <p>1 整備箇所 浪江町大字請戸字御壇ノ西 他 地内</p> <p>2 施設規模 約 5ha 多目的広場（パークゴルフ場）=4.0ha、駐車場・管理棟・植栽・園路等=1.0ha</p>					
当面の事業概要					
<p><単年度分></p> <p>令和 3 年度 基本計画 基本設計 地質調査 地形測量</p> <p>令和 4 年度 実施設計、軟弱地盤解析、用地取得、開発許可申請、水源調査</p> <p>令和 5 年度 造成工事積算業務委託</p> <p><基金型></p> <p>令和 5 年度～令和 7 年度 土木工事、発注者支援業務（今回申請）</p> <p>令和 6 年度～令和 7 年度 建築工事等</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>住居や商業施設、企業の立地環境等も順次整いつつあることから、町民の健康増進や交流の機会をつくる場の早期再開が望まれている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 御殿南住宅（10 戸）、請戸住宅団地（分譲地 16 区画、災害公営住宅 26 戸）、幾世橋住宅団地（85 戸）、幾世橋集合住宅（80 戸）・ 浪江南工業団地（令和 3 年度分譲予定）、請戸水産加工団地（2 区画中、1 区画操業済）・ 道の駅なみえ（飲食店、食料品販売、令和 2 年 8 月一部オープン 地場産品販売施設 令和 3 年 3 月オープン）					

・イオン（食料品、生活用品販売、令和元年7月オープン）

関連する事業の概要

〈県事業〉

- ・福島県復興祈念公園（令和2年9月一部オープン）
- ・東日本大震災・原子力災害伝承館（令和2年9月オープン）
- ・請戸漁港災害復旧事業（令和2年度完成）

〈町事業〉

- ・請戸小学校震災遺構整備事業（令和3年10月24日オープン）
- ・旧請戸共同墓地跡地利用事業（令和4年3月オープン）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1)-13-2
事業名	復興祈念公園整備事業
交付団体	福島県

基幹事業との関連性

○福島復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出し、併せて福島県相双地域における地域防災拠点の機能を有する都市公園（災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための敷材や生活物資の中継としての機能を発する都市公園）として平成30年度に事業着手。

○その際、主な防災機能（救援活動拠点、自衛隊前線基地、緊急物資供給基地、インフラ復旧基地、災害瓦礫置き場等）の配置計画の案を策定。

○このうち医療品や水など緊急物資の供給基地としての機能については、大規模災害時の海上輸送を想定した場合、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港からの緊急物資を効率的に供給する必要があり、漁港近傍に海上からの緊急物資の集積、荷さばきスペースを確保することで迅速な物資供給が可能となる。

○このため、緊急物資供給基地を浪江町が請戸地区に整備する復興海浜緑地において確保し、復興祈念公園と復興海浜緑地が相互に連携することで緊急時の地域防災拠点としての対応が可能となることから、復興海浜緑地を復興祈念公園の効果促進事業として実施する。

<参考>

1 復興祈念公園を中心とした地域防災力を向上させるための復興海浜緑地の役割

(1) 防災公園としての復興祈念公園

復興祈念公園は、防災機能を備えた都市公園として、「救護、救援活動の拠点」、「自衛隊の駐屯」、「緊急ヘリポート」、「緊急物資の供給基地」、「インフラ復旧のための資機材等置場」、「災害廃棄物の一時置場」などの役割を担っている。

(2) 福島県地域防災計画に位置づけられている請戸漁港

浪江町の請戸漁港は、福島県地域防災計画において、相馬港、小名浜港とともに、緊急物資受入れ港として耐震強化岸壁を備えており、双葉地方における防災上の重要な拠点港となっている。

(3) 復興海浜緑地や駐車場（約5ha）を緊急物資供給基地として活用

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出する都市公園として整備しており、限られたオープンスペースで防災拠点として期待する役割を十分に機能するためには、効率的な緊急物資等の供給が必要である。

このことから、復興海浜緑地が有するオープンスペースを請戸漁港等からの緊急支援物資の荷捌きや仮置場として活用することにより、復興祈念公園の防災機能を十分に発揮することができる。

また、緊急度や優先度に応じたユーティリティが求められることから、オープンスペースの使用目的や用途を設定せず、一時避難地としての機能や、人、モノが自由に展開できる場としてスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築することによる相乗効果により、互いの防災機能を強化することができる。

(4) 緊急時における衛生的な医療環境の提供

管理棟内のスペースや給湯施設、トイレ等を活用し、重傷者や負傷者に清潔で衛生的な医療環境を提供することが可能。

(5) 広域輸送基地としてヘリポートを提供

重傷者の搬送や緊急物資の輸送の際は、復興祈念公園のサブヘリポートとしてオープンスペースを活用する。

また、復興祈念公園が、福島第一原子力発電所のPAZ(5km以内)にあるため、PAZの外に整備する復興海浜緑地が復興祈念公園のバックアップヘリポートとしても機能する。

2 「追悼と鎮魂」、「記憶の伝承」、「復興の発信」を促進する復興海浜緑地の役割

(1) 復興祈念公園の目的

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的に整備することとしている。

(2) 復興海浜緑地の利用者を復興祈念公園に導く

平時には各種イベント等を開催し県内外から多くの人々を当地に呼び込み、復興祈念公園に導くことによって、福島へ思いを寄せていただく。

(3) 日常の賑わいと震災の記憶が繋がる空間

復興海浜緑地は、交流の場として賑わいを取り戻すための重要な施設となり、一方で、近傍の復興祈念公園には静寂な国営の「追悼と鎮魂の丘」が整備され、動と静の連続した空間が広がることになる。

復興海浜緑地と復興祈念公園では、人々が違う目的で時間を過ごす、一帯の空間の中でそれぞれの施設の目的を認識し、互いの空間に思いを馳せることによって、震災の悲しい記憶から日常生活を取り戻した喜びを同時に強く感じ取ることができる。

(4) 町の震災遺構（請戸小学校）と連携した取り組み

復興海浜緑地の利用者に、町内の地震・津波発生時の被災状況や長期化する避難者の苦悩、町民のコミュニティー活動の様子、復旧から復興に向けた町の軌跡などを体感していただくため、管理棟内において、震災遺構として保存する請戸小学校と連携した企画・イベント等を検討し、相乗的に効果を発現する。

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 基金型	事業番号	(5)-40-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(5,523,587 (千円)) 5,854,983(千円)		全体事業費	(5,523,587 (千円)) 5,854,983(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、町のほとんどが東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、緊急時避難準備区域となり数多くの住民が避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>浪江町では、平成 29 年度から、農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質のため池底質の調査や、高濃度の放射性物質が確認されたため池では底質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じて来たところであるが、令和元年度東日本台風(台風 19 号)等の影響により山間部からのため池への汚染土砂(放射性物質)の流入の影響が懸念されるため、再度町内ため池の調査が必要となっている。</p> <p>また、ため池内に堆積していると思われる汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去や拡散防止の対策を講じる必要がある。</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策(底質の固化、被覆、除去等)の実施設計を行い、その対策を実施していく。					
(2) 事業量 ＜第 45 回＞ ・再対策工事(工法変更による増額) 2 箇所					
(3) 復興計画への位置づけ 【浪江町復興計画第 3 次】(抜粋) 第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり 施策 1 農林水産業の再興 (1) 農業の再開 《これからの取組》 エ 農業と再開できる環境の再生 (ア) 農業用水の安全の確保(放射性物質を含んだため池の底質除去を実施)					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度＞ ○基礎調査・詳細調査(第 17 回申請・単年度型)					

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査のみの予定であったが、詳細調査実施の地元調整が
つかなかった箇所への減及び調査結果により対策工事を急ぐ必要のある箇所の実施設計を追加した。

【申請数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 13 箇所

【実績数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 12 箇所、実施設計 1 箇所

<平成 30 年度>

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 20 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査及び調査結果による対策工事の実施設計。

【申請数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

【実績数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

○詳細調査・対策実施（第 21 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査及び調査結果による対策工事の実施。

【申請数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

【実績数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

<令和 1～令和 6 年度>

○詳細調査・実施設計・対策実施（第 24 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査・実施設計及び対策工事の実施を予定していたが、対策を急ぐ必要
のあるため池の、対策工事を追加した。

【申請数】詳細調査 1 箇所、実施設計 10 箇所、対策実施 11 箇所

○対策実施（第 33 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための対策工事の実施。

【申請数】対策実施 3 箇所

○対策実施（第 35 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のため池の対策工事の実施。

【申請数】対策実施 6 箇所

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 37 回申請・基金型）

令和元年の 10 月の台風 19 号及びその後の大雨による再汚染の恐れのあるため池について、ため池放射性物
質対策のための調査等の実施。

【申請数】基礎調査 7 箇所、詳細調査・実施設計 3 箇所

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 40 回申請・基金型）

令和元年の 10 月の台風 19 号及びその後の大雨により、新たに再汚染の恐れのあるため池について、ため池
放射性物質対策のための調査等の追加。

【申請数】基礎調査 4 箇所、詳細調査・実施設計 3 箇所

○再対策実施（第 42 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のため池の再対策工事の実施。

【申請数】再対策実施 4 箇所

○詳細調査・実施設計・再対策実施（第 43 回申請・基金型）

令和元年の 10 月の台風 19 号及びその後の大雨により、新たに再汚染が確認されたため池について、ため池
放射性物質対策の詳細調査・実施設計、対策工事の実施。

【申請数】詳細調査・実施設計 3 箇所、再対策実施 2 箇所

○再対策実施(第45回申請・基金型)(今回)

ため池放射性物質対策のため池の再対策工事の実施

※令和5年9月の台風13号を含む大雨(降水量80mm以上)の影響において、工法変更による増額申請

【申請数】再対策実施2箇所

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入してため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性